

～接骨院の保険制度と請求の流れ～

接骨院での保険利用には、ケガによる負傷(捻挫・打撲・挫傷・脱臼・骨折)の施術に要した療養費に対し患者様から委任を受けて、接骨院がその支給申請を行う「受領委任支払い制度」と患者様ご自身で保険者(各健康保険組合)に対して直接請求の手続きを行う「償還払い制度」の2通りの方法があります。

【償還払い制度の費用の動きかた】



- ①接骨院で施術を受けた患者様は、窓口支払いの際に施術料金(療養費)の全額を一時的に立て替えます。
- ②接骨院は、施術料金の支払総額の領収書を交付します。
- ③患者様は、療養費支給申請書を作成し領収書を添付のうえ保険者に申請します。
- ④保険者は療養費支給申請書を審査の上、患者様が接骨院に支払った施術料金から患者様が負担すべき一部負担金相当額を差し引いた金額(患者様の立て替え分)を返金します。

【受領委任払い制度の費用の動きかた】



- ① 患者様は接骨院で施術を受けた際、施術料金(療養費)のうち一部負担金相当額を窓口で支払います。
※同時に、療養費支給申請書に、受領委任払いにかかる委任状に署名をしていただきます。
- ② 接骨院は施術を行った患者様の療養費支給申請書を作成し、保険者に公益社団法人を通して送付します。
- ③ 保険者は、療養費支給申請書を審査の上、保険適用分となる金額を接骨院に対して支給します。

本来「償還払い制度」が原則です。この制度は患者様が接骨院に対し一時的に窓口で全額支払い、その後保険者に患者様自らが手続きをし、保険給付が可能な施術内容に対しその保険者負担分(療養費合計金額から一部負担額を除いた金額)を請求し返金を受ける制度の為、患者様に一時的といえども、時間的にも経済的にも負担を強いることとなります。そこで、以上の負担を軽減する目的で、柔道整復師が患者様に代わって(委任を受けて)償還払いを受ける方法「受領委任払い制度」が設けられています。

【公益社団法人東京都柔道整復師会杉並支部】

当院は公益社団法人に属している「接骨院」です。

日頃より地域・区民の方々への公益活動を年間を通して行っております。

(中学校・高等学校体育連盟の柔道救護、杉並区中学校対抗駅伝大会、柔道教室、区民講座、杉並区スポーツアカデミーテーピング講習会等)

まずは、ケガをしてどこへ行けばいいのかわからない方や

ご家族ご友人がお困りの際には

「包帯のマークの接骨院」＝安心・安全の当院をご紹介下さい。

